

(4面から続く)

払える範囲で十分な医療が受けられるようにすべきである。よって本市議会は、政府に対し二〇〇八年四月から始まる「後期高齢者医療制度」の見直しを求めるものである。生活保護基準の見直しに反対する意見書

厚生労働省は、来年度の予算編成に向け生活保護の基準を低所得世帯の消費水準とのバランスによる方法にしようとしている。地域ごとに「級地制度」や「勤労控除」も見直すとしている。生活保護は国が定めた最低生活費(生活保護基準)よりも収入が少ない場合、国がその差異を支給する制度である。現在、最低生活費は一般勤労世帯の七割程度の水準ではない。

政府は「骨太方針二〇〇六」で①生活扶助基準の見直し、②母子加算の廃止、③級地の見直し、④持ち家を担保にするリバースモーゲージ制度の導入の四つの検討課題を掲げ、二〇〇七年度には母子加算の縮小・廃止とリバースモーゲージの導入を強行し、今回残された基準そのもの見直しに着手した。この上、基準を引き下げれば生活保護世帯の生存権は奪われかねない。

今、働いても生活保護基準以下の収入しか得られないワーキングプア世帯は四百五十万世帯とも六百万世帯とも言われており、生活保護世帯の五倍以上に及んでいる。こうした世帯は生活保護の活用が可能だが、基準の引き下げはこれらの人々を制度から締め出すことになる。低所得者のセーフティネットに大きな穴を開ける基準の見直しは絶対に許されない。

もともと「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」憲法第二十五条は国が保障するもので、基準引き下げは保護世帯だけでなく国民生活全体を引き下げるものであり、影響は重大である。よって本市議会は、生活保護基準の見直しに反対するものである。

民法七百七十二条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書 民法七百七十二条第二項は「婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を定めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から百年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後三百日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入るようになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方がいます。

そうした方々の救済のため、法務省は本年五月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の二割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚後妊娠のケースです。離婚後妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって政府におかれては、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、離婚後妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求めます。

取り調べの可視化の実現を求める意見書 国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が二〇〇九年五月までに施行予定です。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることを期待されています。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

裁判員制度導入にあたって、検察庁では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠となります。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つといえます。もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながります。よって政府におかれては、二〇〇九年五月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望します。

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書 外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数(平成十八年)は、五百二十三万件余

に上ります。この救急・救助の主眼的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール(MC)体制の充実、特に医師による直接の指示・助言(オンラインMC)体制の整備が求められています。

しかし、都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言②事後検証③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきであります。

本年五月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足しました。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきであります。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであります。

以上のことから、次の項目について国は早急に実施するよう、強く要望致します。一 全国メディカルコントロール協議会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること

二 メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること 三 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること 四 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること 五 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること

座間市域告示後住宅の告示方式修正及び法的措置に基づいた拡大地域と同基準の予算化を求める意見書 平成十八年一月十七日、住宅防音工事対象区域見直しの告示がされ、拡大した地域においては、約十万九千世帯が新たに対象となりました。

一方、これまで区域に含まれながら助成の対象外となっていた昭和六十一年九月十日の告示以後の転入世帯については、「今回の第一種区域の見直しにあわせて見直した第一種区域において、当面は見直し後の八十五W以上の区域内で、昭和六十一年九月十一日以降平成三年九月十日までに建設された住宅を対象として、告示後住宅に対する防音工事を実施する。」としています。

今回の告示によって、告示後住宅は新たに約三万六千世帯が対象となりましたが、告示後住宅として担保されたのは、ほんの一部にすぎないのです。過去四回の告示によって生じたドーナツ現象を解消すべく、平成八年から告示後住宅の防音工事が「特定防音工事」なるメニューで、八十五W地域から順次八十W地域、七十五W地域へと進めてまいりました。

すなわち、告示後住宅は、八十五W、八十W、七十五W地域すべてにおいて容認・実施されてきた前例があるのです。しかし、今回の告示によって発生した告示後住宅については、八十五W地域の一部の年次までしか認めていないのが実情です。財政上の問題と告示後住宅として住宅防音工事を受ける権利を認めるか否かは別問題です。

受忍限度を超える騒音の被害者であることに変わりないで、まずは認めることにより憲法第二十五条で保障されている生存権を確保することが国の義務です。現状はそのことを認めていないので、担保すべきと考えます。

この問題に関して、国は「拡大地域の対象住宅は、『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』に基づき法的措置ができるが、告示後住宅はその法律外の住宅であるため法的措置ができないため予算化が少ない。」と答弁しています。問題は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第四条で「国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設周辺区域に当該指定の際、現に所在する住宅について、その所有者または当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、または軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。」と規定しています。

この「防衛施設庁長官が指定する」とは、すなわち指定の仕方によって告示後住宅ができたりできなかったりします。

また、この指定の仕方には、拡大地域に限定する追加告示方式と、防衛施設と告示ラインの間のすべての住宅を包括する再告示方式とがあります。追加告示方式で告示を行うと法的に担保されない告示後住宅が発生しますが、再告示方式で告示を行うと告示後住宅は発生しません。今回の告示は、追加告示方式で実施したため、騒音度の低い住宅が騒音度の高い住宅より優先され、まさに逆転現象を起こしています。

一方この法律は、昭和四十九年に施行され、今年で三十三年経過しています。この間、厚木基地周辺の騒音をめぐり裁判が幾度となく繰り返され、今や危険への接近の理論は裁判所において否定され、危険への接近住宅こそが告示後住宅であります。

以上のことから告示方式の修正を行い、告示後住宅すべてを担保することの実現を法的措置に基づいて予算化していただき、拡大地域と同基準の戸数を該当させるよう要望します。